

確定申告の準備はお早めに

確定申告の相談・受付・納税

所得税・復興特別所得税・贈与税 → 3月16日まで

消費税・地方消費税(個人事業者) → 3月31日まで

税理士による無料申告相談

対 年金受給者・給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告をする方(土地・建物・株式などを売却された方、住宅借入金等特別控除を初めて適用する方を除く)

●時間=午前9時30分~11時30分、午後1時~3時30分

●必要書類=マイナンバーカード※、「利用者証明用電子証明書(数字4桁)」と「署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)」のパスワード、スマートフォン、前年の申告書の控えや源泉徴収票などの申告に必要な書類

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は①運転免許証などの本人確認書類②通知カードや個人番号の記載がある住民票の写しなどマイナンバーがわかる書類、①②いずれもお持ちください

申 事前申込か当日会場へ※所轄税務署以外の会場では相談を受けることができません。また、各税務署の窓口や電話での受け付けは行っていませんのでご注意ください

所轄税務署	会場	日程	申込方法
大森 TEL 3755-2111	入新井集会室	1月28日(水)~30(金)	
	大森東特別出張所	2月3日(火)・4日(水)	
雪谷 TEL 3726-4521	嶺町集会室	2月3日(火)~6日(金)	
蒲田 TEL 3732-5151	萩中集会所	1月29日(木)・30日(金)	当日会場へ
	消費者生活センター	2月3日(火)~5日(木)	

スマートフォンで申告

自宅からe-Taxをご利用ください。

- 国税庁HPやスマートフォンで、所得税(土地、建物及び株式譲渡を含む)・消費税・贈与税の申告書、収支内訳書、青色申告決算書を作成できます
- 画面案内に従い金額を入力するだけで、上記の申告書などが作成できます。自動計算のため、計算の誤りがありません
- 事前準備を行うと、マイナポータル連携で控除証明書などのデータが自動入力できます

マイナポータル連携事前準備はコチラ



申告書作成はコチラ



確定申告会場

令和7年分所得税・復興特別所得税、贈与税、消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告会場を下表の日程で開設します。会場ではスマートフォンとマイナンバーカードを使用して申告書などを作成します。

- 会場への入場にはLINEによるオンライン事前予約が必要です
(LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」してください)
- ※事前予約が埋まっていた場合、会場で
当日入場整理券を配付します。配布が終了次第、
当日入場の受け付けを締め切ります

- 申告書などを税務署に提出する際は、個人番号の記入と本人確認書類の提示か写しの添付が必要です

所轄税務署	会場	開設期間 (土・日曜、休日を除く)※	受付時間
大森 雪谷 蒲田	入新井集会室	2月16日(月)~ 3月16日(月)	午前9時~午後4時
	雪谷税務署		午前8時30分~ 午後4時
	蒲田税務署		

※3月1日(日)は、東京国税局(中央区築地5-3-1)で相談・受け付けを行います。
来局する際は、公共交通機関をご利用ください

都税事務所からのお知らせ

令和8年1月1日現在、23区内に事業用償却資産を所有している方は、申告が必要です。2月2日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告してください。電子申告(eLTAX)も利用できます。

問 大田都税事務所 TEL 3733-2411

各種控除のご案内

税の申告前に確認しましょう

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の社会保険料控除

令和7年中に納めた各保険料額を控除(年金からの天引き(特別徴収)分は本人が控除)できます。納付済み額のお知らせは、1月末に各保険料別(国民健康保険料は世帯全員分の納付済み額を世帯主宛て)に郵送します。特別徴収で還付がない方は、各年金保険者発行の「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」でも確認できます。

※納付額は電話では回答できません

問 国民健康保険料=国保年金課国保料収納担当

TEL 5744-1209 FAX 5744-1516

後期高齢者医療保険料=国保年金課後期高齢者医療収納担当

TEL 5744-1647 FAX 5744-1677

介護保険料=介護保険課収納担当

TEL 5744-1492 FAX 5744-1551

おむつ費用の医療費控除

常時おむつを必要とするねたきりの高齢者のおむつ費用を控除できます。

●必要書類(税の申告時)=医師が発行する「おむつ使用証明書(税務署所定の様式)」・おむつの領収書※介護保険の要介護認定を申請した方は「おむつ使用証明書」の代わりに、問合先で発行する「確認書」で申請できる場合があります

問 介護保険課介護保険担当

TEL 5744-1478 FAX 5744-1551

ねたきり・認知症高齢者の障害者控除

65歳以上で、要介護認定を受けているか医師意見書で所定の要件を満たす方は、ねたきりの状況や認知症の程度によって、障害者控除か特別障害者控除を受けられる場合があります。事前にお問い合わせください。

問 地域福祉課高齢者地域支援担当

大森 TEL 5764-0658 FAX 5764-0659

調布 TEL 3726-6031 FAX 3726-5070

蒲田 TEL 5713-1508 FAX 5713-1509

糀谷・羽田 TEL 3741-6525 FAX 6423-8838



介護保険サービスなどの医療費控除

以下の介護保険サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担額が対象です。

●医療系居宅サービス
(訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、居宅療養管理指導など)

●医療系サービスと併せてケアプランに基づき利用するサービス
(訪問介護、訪問入浴介護、通所介護など)

●施設サービス

(介護老人保健施設、介護医療院、介護老人福祉施設など)

問 介護保険課給付担当

TEL 5744-1622 FAX 5744-1551



1月15~21日は防災とボランティア週間 防災用品を備えておきましょう

① 家具転倒防止器具

地震の発生に備え、家具には転倒防止器具(L字金具、連結用金具、転倒防止シートなど)を取り付け、寝ている場所などに家具が倒れこないように安全な場所に配置しましょう。



③ エレベーター用防災キャビネット

閉じ込められることも想定し、防災キャビネット(簡易トイレ・飲料水などの備蓄)の設置が推奨されています。

※①②は要件に該当する世帯の方に無料で支給、取り付けを行っています

問 防災危機管理課防災危機管理担当

TEL 5744-1235 FAX 5744-1519

ボランティアを募集しています

災害時支援ボランティア・消防団員を募集しています。

登録・入団については管轄の消防署へお問い合わせください。

問 大森 TEL 3766-0119 FAX 3764-3610

田園調布 TEL 3727-0119 FAX 5499-0119

蒲田 TEL 3735-0119 FAX 3739-3943

矢口 TEL 3758-0119 FAX 3756-9233